

## 船舶事故調査報告書

平成29年8月31日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成29年1月2日 08時00分ごろ以降の出港時刻～23時44分ごろの間）
発生場所	不明（京都府京丹後市浜詰漁港北方沖～京丹後市間人漁港北方沖の間）
事故の概要	漁船清水丸は、船長が錨索用巻揚げ機のローラと錨索との間に挟まれて死亡した。
事故調査の経過	平成29年1月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 清水丸、3.6トン KT3-8894（漁船登録番号）、個人所有 11.13m (Lr) × 2.20m × 0.75m、FRP ディーゼル機関、198.60kW、昭和62年3月6日 第251-12582号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月22日 免許証交付日 平成26年11月5日 (平成32年1月9日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れのち曇り、風向 南東～西、風力 1～5、視界 良好 海象：波向 西、波高 約1～1.5m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成29年1月2日08時00分ごろ知人（以下「知人A」という。）に電話をした後、釣りの目的で浜詰漁港塩江泊地を出港した。 船長の親族は、17時30分ごろ、近所の住人から本船が帰港していないことを聞き、船長から連絡がないかを確認しようと船長の知人（以下「知人B」という。）の家に向かった。

	<p>浜詰漁港塩江泊地の年行司（１年交替で務める世話人）は、知人Bの家族から、本船が帰港していない旨の連絡を受け、１１８番通報を行った。</p> <p>本船は、僚船、海上保安庁の巡視船艇及び航空機によって捜索が行われた結果、間人漁港北方沖で発見された。</p> <p>船長の家族は、本船を発見した旨の連絡を受け、船長の親族と共に京丹後市<sup>あさもがわ</sup>浅茂川漁港に係留中の僚船に乗船して本船に向かった。</p> <p>船長の家族及び親族は、２３時４４分ごろ僚船が本船に接舷し、機関室囲壁の左舷側に設置された錨索用巻揚げ機のローラ（以下「本件ローラ」という。）と錨索との間に挟まれている船長を発見した。</p> <p>本船は、船長の親族が操船し、浅茂川漁港に入港した。</p> <p>船長は、浅茂川漁港で待機していた救急隊員によって社会死（医師の診断を仰ぐまでもなく、身体の状態から誰が見ても判断できる死）と判断され、その後、死因は急性呼吸不全と検案された。</p> <p>（付図１ 事故発生場所概略図、写真１ 本船、写真２ 本件ローラ付近の状況、写真３ ふだんの体勢（揚錨時） 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>知人Aは、本事故当日、船長から、午前中は波が穏やかそうなので釣りに行く旨の電話を受けた。</p> <p>本船は、発見時、錨が海底をかいており、クーラーボックスに漁獲物としてめばるがあり、さおが収容されていた。</p> <p>船長は、ふだん、めばるの一本釣り漁を行う際は、浜詰漁港北方沖のシモグリと称する瀬の周辺において操業していた。</p> <p>船長の家族は、シモグリ周辺で釣りを終えた船長が揚錨作業中に本件ローラと錨索との間に挟まれた後、本船が、シモグリ周辺より水深の浅い間人漁港北方沖まで漂流し、錨が海底をかいたものと思った。</p> <p>船長は、ふだん、揚錨する際は、錨索を本船の右舷船首部に設けた揚錨用ガイドローラを介して本件ローラに３～４回巻き付け、本件ローラの船首側に設置された本件ローラのスイッチ付近に立ち、本件ローラで巻き取った錨索を手繰って前部甲板に束ねていた。</p> <p>本件ローラは、Vベルトを介して主機で駆動され、一定方向（時計回り）に回転するもので、船長が発見された際、本件ローラのスイッチは入った状態で、Vベルトが焼き切れて停止していた。</p> <p>本船の錨索は、直径約１６mmのクレモナ製であった。</p> <p>船長は、約５０年間一本釣り漁に従事していた。</p> <p>船長は、発見された際、ジャンパー、ジャージのズボン及びゴム長靴を着用していた。</p> <p>船長の家族は、船長が持病もなく体調が良好であったと思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>不明</p> <p>不明</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>船長の死因は、急性呼吸不全であった。</p> <p>本船は、08時00分ごろ船長が知人Aに電話をした後、浜詰漁港塩江泊地を出港し、23時44分ごろ、間人漁港北方沖において、船長が本件ローラと錨索との間に挟まれた状態で発見されていることから、この間において、揚錨作業中、船長が本件ローラと錨索との間に挟まれて死亡するに至ったものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、揚錨作業中、船長が本件ローラと錨索との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>

付図1 事故発生場所概略図

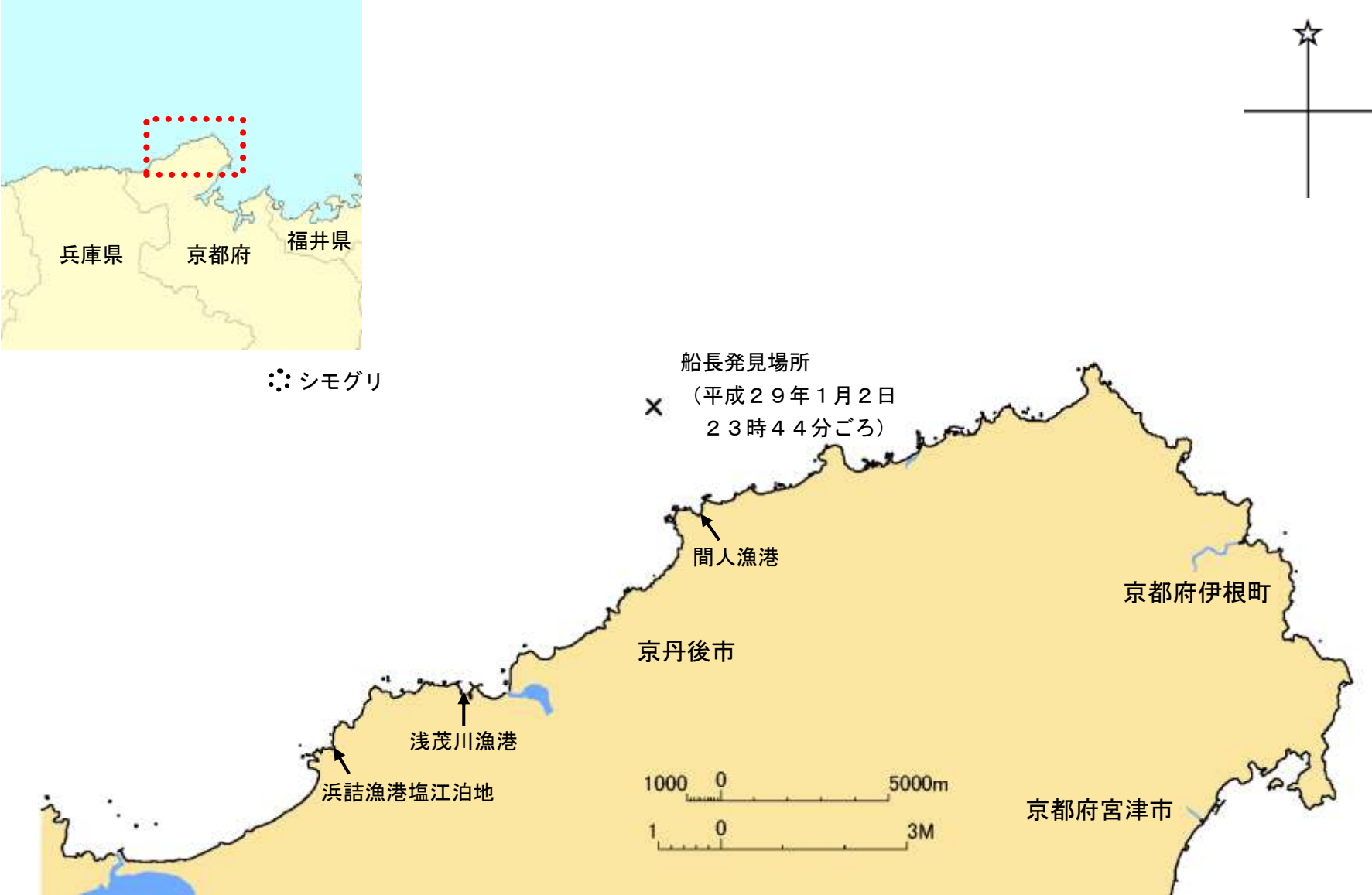


写真1 本船



写真2 本件ローラ付近の状況



写真3 ふだんの体勢（揚錨時）

